

川崎市療育手帳制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に基づき、知的障害者及び知的障害児（以下「知的障害者」という。）に対して一貫した相談、支援等を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするよう、療育手帳の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 療育手帳は川崎市に住所を有する者で、別表に規定する障害の程度に該当すると認められるものに対し交付する。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、本市の支給決定を受けている知的障害者又は児童福祉法若しくは知的障害者福祉法に基づき、本市の措置を受けている知的障害者で、市外に所在する施設等に入所している者については、本市内に住所を有するものとみなす。

(交付申請等)

第3条 療育手帳の交付対象者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、療育手帳の交付対象者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）を管轄する福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に申請するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請を受理したときは、原則として対象者が18歳未満の場合にあつては児童相談所の長に、18歳以上の場合にあつては障害者更生相談所の長に判定の依頼をするものとする。

(交付決定等)

第4条 福祉事務所長は、判定機関の判定の結果に基づき審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、その旨を申請者に通知し療育手帳を交付しなければならない。

2 前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、福祉事務所長は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(交付後の障害程度の確認)

第5条 福祉事務所長は、療育手帳の交付後、必要に応じて療育手帳の交付を受け

た知的障害者の障害程度の確認を行うものとする。

- 2 療育手帳の交付を受けた知的障害者は、指定された年月に障害程度を確認を受けるものとする。

(記載事項等の変更)

第6条 療育手帳の交付を受けた者は、次に掲げる事項があった場合、手帳を添えてその旨を福祉事務所に申し出なければならないものとする。

- (1) 本人又は保護者の氏名及び住所等に変更が生じたとき。
- (2) 保護者の変更が生じたとき又は保護者を必要としなくなったとき。
- (3) 身体障害者手帳の取得または障害程度の再認定に伴い、療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別が変更となるとき。

(手帳の譲渡等の禁止)

第7条 療育手帳の交付を受けた者は、療育手帳を譲渡し又は貸与してはならない。

(手帳の再交付)

第8条 療育手帳の交付を受けた者は、次に掲げる事項が生じたときは、福祉事務所長に再交付申請を行い、療育手帳の再交付を受けることができる。

- (1) 療育手帳を汚損し、き損し、又は紛失したとき。
- (2) 療育手帳の記載欄に余白がなくなったとき。

- 2 前項の規定による再交付を受けた場合、旧手帳はその時をもって無効とする。

(手帳の返還)

第9条 療育手帳の交付を受けた者は、療育手帳の再交付を受けたときは新手帳と引き換えに旧手帳を、本人が別表に掲げる障害を有しなくなったとき又は死亡したときは療育手帳を、福祉事務所長に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、療育手帳の交付に関する事務の取り扱いについては、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月14日から施行する。

(旧川崎市療育手帳制度実施要綱の廃止)

- 2 川崎市療育手帳制度実施要綱(昭和63年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日の前日までに旧川崎市療育手帳制度実施要綱の規定により、福祉事務所長が行った決定その他の行為又は福祉事務所長に対してなされた申請その他の行為で、この要綱の施行の際現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第9条関係）

標準化されたビネー式知能検査によりえられた指数がおおむね75以下のもの。